

三沢市建設業者等級格付基準

改正後
(令和5年8月10日改正)

建設業者等級格付においては、原則「工事施行能力審査基準」に基づき算定された「主観的数値」および「客観的数値」の総合数値により別表基準による等級を付し、下記の要件で三沢市建設業者等級審議会に諮るものとする。

ただし、一業者に対して等級を付すことができる工種は2工種までとし、両工種ともに建設業許可における特定許可を受けている場合に限る。

(昇格)

総合数値が基準点以上の実績であった場合昇格する。ただし、2等級以上の昇格は行わない。

(降格)

1. 総合数値が基準点以下の実績であった場合降格する。ただし、2等級以上の降格は行わない。

2. 業者から等級の降格の申し出があった場合は、当該等級から降格することができるものとする。

別表

土木一式		基準点数
A	総合数値	1000 点以上
B	総合数値	700点以上1000点未満
C	総合数値	700 点未満

建築一式		基準点数
A	総合数値	1000 点以上
B	総合数値	1000 点未満

電気		基準点数
A	総合数値	800 点以上
B	総合数値	800 点未満

管		基準点数
A	総合数値	800 点以上
B	総合数値	800 点未満

※但し、上記各工種において、A等級は1級又は2級の技術職員が2名以上所属することを条件とする。

三沢市建設業者等級格付基準

現行
(令和元年8月29日改正)

建設業者等級格付においては、原則「工事施行能力審査基準」に基づき算定された「主観的数値」および「客観的数値」の総合数値により別表基準による等級を付し、下記の要件で三沢市建設業者等級審議会に諮るものとする。

ただし、一業者に対して土木一式工事、建築一式工事共に等級を付すことができるのは、両工種共に建設業許可における特定許可を受けている場合に限る。

(昇格)

総合数値が基準点以上の実績であった場合昇格する。ただし、2等級以上の昇格は行わない。

(降格)

総合数値が基準点以下の実績であった場合降格する。ただし、2等級以上の降格は行わない。

別表

土木一式		基準点数
A	総合数値	1000 点以上
B	総合数値	770点以上1000点未満
C	総合数値	770 点未満

※但し、A等級は1級又は2級の技術職員が2名以上所属することを条件とする。

建築一式		基準点数
A	総合数値	900 点以上
B	総合数値	900 点未満

※但し、A等級は1級又は2級の技術職員が2名以上所属することを条件とする。

